

## [1] 特別障害者手当 **身** **知** **精**

概 要	20歳以上であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害者に対して手当を支給する制度です。
対 象 者	<p>(1) 身体障害者手帳の障害級別のおおむね1級または2級程度の異なる障害が重複している人、またはこれらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障害(最重度の知的障害)が重複している人</p> <p>(2) 両上肢、両下肢または体幹機能の障害で身体障害者手帳の障害級別のおおむね1級または2級程度の障害があり、かつ日常生活動作(両上肢、両下肢及び体幹におよぶ動作)を行うのに著しい困難がある人</p> <p>(3) 内部機能の障害で身体障害者手帳の障害級別のおおむね1級程度の障害、もしくは身体の機能の障害または長期にわたる安静を要する病状があり、そのため絶対安静の状態である人</p> <p>(4) 精神の障害で日常生活において常時介護を要する程度以上の障害または最重度の知的障害であって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある人</p> <p>※ 詳細については、下記までお問い合わせください。</p>
手 当 額	手当額は、月額26,810円(平成29年4月1日時点)で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。(※物価スライド制の適用により改定される場合があります)
支 給 制 限	<p>(1) 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき。(受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金等を含みます。) (⇒下欄【※注意】)</p> <p>(2) 施設(障害者及び高齢者施設等)に入所している人、または病院、診療所に3ヶ月を超えて入院している人</p>
必要とするもの	特別障害者手当認定請求書、所得状況届、所定の診断書(障害福祉課にあります)各種手帳、印鑑、本人名義の銀行通帳など
窓 口	障害福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

### 【※注意】支給制限となる所得額について

[1]特別障害者手当、[2]障害児福祉手当、[3]特別児童扶養手当について支給が制限される

所得の限度額は、本人(請求者)の所得、配偶者及び扶養義務者の所得、扶養親族の数等により、異なります。(下表参照)

扶養親族等の数	特別障害者手当及び障害児福祉手当		特別児童扶養手当	
	本人	配偶者及び扶養義務者	請求者	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額	所得額	所得額
0	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000